

京都市訓令甲第 9 号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年7月10日

京都市長 門 川 大 作

別表第2子ども若者未来部長の項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) ひとり親世帯臨時特別給付金の給付の決定及び給付金の支出決定に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)